

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税関係事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県廿日市市長

## 公表日

令和6年7月26日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	<p>(1) 当初課税準備:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。</li> <li>・総括表作成機能 課税対象者に対する個人住民税申告書を出力する。</li> <li>・申告書出力機能 課税対象者に対する個人住民税申告書を出力する。</li> <li>・課税資料登録機能 納税義務者等より提出される課税資料を登録する。</li> </ul> <p>(2) 当初課税:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初課税機能 申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。</li> <li>・扶養否認登録機能 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。</li> <li>・納税管理人登録機能 当初課税対象者が死亡となった場合に、納税管理人を確認し登録を行う。</li> <li>・当初通知書作成機能 納税義務者宛の当初納税通知書を作成、通知する。 みなし課税通知(地方税法第294条第3項)を当該各市町村へ通知する。</li> <li>・みなし課税通知情報登録機能 他市町村から送付されたみなし課税通知情報を登録する。</li> <li>・調定表(当初)出力機能 当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。</li> </ul> <p>(3) 更正:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未申告/修正申告受付登録機能 未申告者に対する通知の作成、および未申告者からの申告書、または修正申告書等を受け、登録する。</li> <li>・異動情報受付登録機能(特別徴収者) 特徴義務者からの異動届出を受け、徴収方法の変更を行う。</li> <li>・減免申請受付登録機能 減免の申請を受け、審査結果を登録する。</li> <li>・更正(税額変更)機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。</li> <li>・更正通知書作成機能 税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成、通知する。</li> <li>・調定表(更正)出力機能</li> </ul> <p>(4) 発行:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明書発行機能 所得証明書・課税(非課税)証明書を作成、交付する。</li> <li>・通知書発行機能 納税通知書、納税変更通知書、所得照会書を作成、通知する。</li> </ul> <p>(5) 照会:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課情報照会機能 課税台帳より、所得、控除、税額、期割等を照会する。 事業所情報を照会する。</li> </ul> <p>(6) 統計:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計情報資料を作成する。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム2~5									

システム2	
①システムの名称	確定申告支援システム
②システムの機能	<p>1 各種データの取込</p> <p>(1) 宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。</p> <p>(2) 課税資料情報取込機能 給与支払書情報、年金支払報告書情報を取り込む。</p> <p>(3) 社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む</p> <p>2 課税資料情報入力</p> <p>(1) 支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。</p> <p>(2) 申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書または住民税申告書の作成を行う。</p> <p>3 課税資料チェック機能 課税資料の関連チェックを行う。</p> <p>4 当初課税データ作成機能 個人住民税で取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>1 申告書データ取込</p> <p>(1) 申告書情報取込機能 eL-TAXより連携されてくる確定申告書情報、付表情報を取り込む。</p> <p>(2) 仕訳機能 取り込んだ情報を設定したルールに従って仕訳けを行う。</p> <p>2 課税資料情報入力</p> <p>(1) 確定申告書情報入力機能 取り込んだ確定申告書情報に対し、画像を参照しながら不足情報の入力を行う。</p> <p>(2) 税法エラーチェック機能 所得税法に基づいたエラーチェックを行う。</p> <p>3 発行 確定申告書の出力を行う。</p> <p>4 当初課税データ作成機能 個人住民税システムで取り込まれる当初賦課用ファイルの作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 確定申告支援システム )</p>

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>(1)符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>(2)情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>(3)情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>(4)既存システム接続 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(5)情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>(6)情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>(7)データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(8)セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。</p> <p>(9)職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム )</p>
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>(1)団体内統合宛名管理 団体内統合宛名番号管理 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。</p> <p>(2)宛名情報管理 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</p> <p>(3)中間サーバー連携 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)課税対象者情報ファイル (2)課税資料ファイル (3)課税台帳情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第2第27項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 課税対象者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、または当市に住所を有しないその配偶者、扶養者、専従者、または当市内に事業所または家屋敷を有する個人で当市に住所を有しない者で所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者およびその配偶者、扶養者、専従者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条および第45条の2～第45条の3の3、地方税法294条および317条の2、番号整備法14条に基づき課税対象者に関する住民情報を保有する。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 更新年月日、操作員の職員ID )</li> </ul>
その妥当性	(1) 個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以降、宛名番号と表記)を保有する。 (2) 基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 (3) その他住民票関係情報:納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有(参照)する。 (4) 地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有する。 (5) 連絡先:確定申告書に記載するために保有する。 (6) 地方税関係情報:申告受付時のメモと国税連携の識別番号を記録するため保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	課税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。								
④使用の主体	使用部署	課税課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う (1) 1月1日現在、住民登録されている者 (2) 1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている者で、当該区市町村内に住所がない者 (3) 市内に住民票はないが、居住実態のある者 (4) 住民登録されている者の配偶者、扶養者、専従者で、当該市町村内に住所がない者								
	情報の突合	個人を正確に特定するために課税資料情報等と個人番号を利用して突合し、正確性を担保する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								





## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 納税義務者に関する事項(納税義務者・みなし課税者)

- 1 宛名番号
- 2 本人カナ氏名
- 3 本人氏名
- 4 生年月日
- 5 性別
- 6 郵便番号
- 7 住所町村名
- 8 住所字名
- 9 番地
- 10 方書
- 11 宛名方書
- 12 世帯番号
- 13 続柄コード
- 14 世帯主カナ氏名
- 15 世帯主氏名
- 16 納税義務区分
- 17 申告発行区分
- 18 申告免除区分
- 19 申告書発送希望区分
- 20 租税条約区分
- 21 強制非課税区分
- 22 生活扶助区分
- 23 障害者該当区分
- 24 寡婦ひとり親該当区分
- 25 婚姻歴区分
- 26 徴収希望区分
- 27 配偶者宛名番号
- 28 配偶者履歴番号
- 29 遠隔地扶養者(専従主)区分
- 30 遠隔地扶養者(専従主)番号
- 31 遠隔地扶養者(専従主)履歴番号
- 32 寄附金特例不適用理由区分
- 33 寄附金特例不適用通知区分
- 34 寄附金特例不適用通知年月日

### 家屋敷課税者に関する事項

- 1 宛名番号
- 2 照会年月日
- 3 照会番号
- 4 回答希望年月日
- 5 受付年月日
- 6 整理番号
- 7 照会先課税区分
- 8 照会先都道府県コード
- 9 照会先市町村コード
- 10 代表物件番号
- 11 代表物件履歴番号
- 12 物件件数

### 扶養者に関する事項

- 1 宛名番号
- 2 被扶養者番号
- 3 被扶養者履歴番号
- 4 扶養関係区分
- 5 専従区分
- 6 障害区分

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 課税対象者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、特に注意をして確認を行っている。また、移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</li> <li>・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては本市個人情報保護条例に準ずる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">十分である</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="font-size: small; margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="font-size: x-small;">1) 特に力を入れている</div> <div style="font-size: x-small;">2) 十分である</div> </div> <div style="font-size: x-small;">3) 課題が残されている</div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。</li> <li>・上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、個人住民税システムにより宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。</li> </ul>	

### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【個人住民税システムにおける措置】 住民記録システムが有する住民情報に対して、賦課期日(1月1日)時点の住民のみに対して紐づけるよう制御している。また、個人住民税システムで管理する情報に課税事務や徴収事務、証明発行事務のためのシステム以外は不要なアクセスができないようにアクセス制御を実施している。</p> <p>【確定申告支援システムにおける措置】 番号利用以外の部門(条令に規定されていない業務も含む)のユーザーにおける照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構成されている。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

#### リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
----------	--

具体的な管理方法	<p>【個人住民税システムにおける措置】 ・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。</p> <p>【確定申告支援システムにおける措置】 確定申告支援システム内で独自ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p>
----------	--

その他の措置の内容	<p>システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的(1年に1度)に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策を実施している。</p>
-----------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【個人住民税システムにおける措置】 ・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証拠の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったまで記録している。)</p> <p>【確定申告支援システムにおける措置】 確定申告支援システムでは操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかの記録を残している。</p>
--



**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

**リスク1: 目的外の入手が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク2: 不正な提供が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

—	
---	--

**7. 特定個人情報の保管・消去**

**リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク**

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

—	
---	--

- ・サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。
- ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

##### 物理的対策

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるような適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

##### 技術的対策

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	廿日市市総務部課税課 738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9113
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止について請求する。なお、請求をしようとする際は、本人等を証明するために必要な書類を提出又は提示しなければならない。※本人であることを証明するために必要な書類運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証など
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	廿日市市総務部課税課738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9113
②対応方法	問い合わせの受付後、聴取票などを起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年7月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	福祉保健部 児童課	福祉保健部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。組織改編による)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	福祉保健部 児童課	福祉保健部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。組織改編による)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8	福祉保健部 児童課	福祉保健部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。組織改編による)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先9	福祉保健部 児童課	福祉保健部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。組織改編による)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	福祉保健部 児童課	福祉保健部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。組織改編による)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12	福祉保健部 児童課	福祉保健部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。組織改編による)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先13	福祉保健部 児童課	福祉保健部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。組織改編による)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先18	福祉保健部 児童課	福祉保健部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。組織改編による)
平成29年7月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年6月30日	平成29年6月30日	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
平成31年4月1日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 平山勝秀	課税課長	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2③	株式会社経営管理センター	株式会社エー・ワイ・ティ	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。委託先の変更による)

令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 ((3) 課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	市町村長	都道府県知事	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和1年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 ((2) 課税資料情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3③、④、⑤、⑥	③日本電気中国支社 ④再委託しない ⑤未記入 ⑥未記入	③TIS株式会社 ④再委託する ⑤委託承諾書の提出及び承諾書 ⑥現地対応サポート及び問い合わせ一時受付業務	事前	①重要な変更
令和2年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号	番号法第9条および別表第1第16の項	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第27項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	番号法第19条第8号 同法別表第2第27項および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 ((2) 課税資料情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		納税通知書等作成及び封入封緘業務 ①システムから出力した通知書データをもとに通知書の出力及び封入封緘を行う ②10人以上50人未満 ③小林クワイエット株式会社 ④再委託しない	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。委託事項の追加)
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 ((2) 課税資料情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		申告相談受付及び課税資料整理業務(労働者派遣) ①労働者派遣により、税務資料の整理や入力業務等の内部事務を委託 ②10人未満 ③株式会社バックグループ ④再委託しない	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等。委託事項の追加)

令和2年4月1日	別添8(19条関係9条関係追加)		19条関係に57, 58を追加	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
----------	------------------	--	-----------------	----	----------------------------

令和2年4月1日	別添8(19条関係9条関係追加)		9条関係に22を修正及び23, 24, 25, 26, 27を追加	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年7月1日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月1日	令和3年7月1日	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年7月1日	V評価実施手続 2. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月1日	令和3年7月1日	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	福祉保健部 障害福祉課	健康福祉部 障害福祉課	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	福祉保健部 こども課	健康福祉部 こども課	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	福祉保健部 生活福祉課	健康福祉部 生活福祉課	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	福祉保健部 保険課	生活環境部 保険課	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5	福祉保健部 保険課	生活環境部 保険課	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	福祉保健部 こども課	健康福祉部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	福祉保健部 高齢介護課	健康福祉部 高齢介護課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8	福祉保健部 こども課	健康福祉部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)

令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先9	福祉保健部 こども課	健康福祉部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	福祉保健部 こども課	健康福祉部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先11	福祉保健部 障害福祉課	健康福祉部 障害福祉課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12	福祉保健部 こども課	健康福祉部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先13	福祉保健部 こども課	健康福祉部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先14	福祉保健部 保険課	生活環境部 保険課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転	福祉保健部 生活福祉課	健康福祉部 生活福祉課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先16	福祉保健部 高齢介護課	健康福祉部 高齢介護課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先17	福祉保健部 障害福祉課	健康福祉部 障害福祉課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先18	福祉保健部 こども課	健康福祉部 こども課	事後	①重要な変更にあたらぬ (必要箇所の修正等)

令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1Q	福祉保健部 保険課	生活環境部 保険課	事後	①重要な変更当たらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	5 別添8(19条関係9条関係追加) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務20	福祉保健部健康推進課	健康福祉部健康推進課	事後	①重要な変更当たらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	5 別添8(19条関係9条関係追加) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務23	福祉保健部障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	①重要な変更当たらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	5 別添8(19条関係9条関係追加) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務24	福祉保健部障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	①重要な変更当たらない (必要箇所の修正等)
令和4年4月1日	5 別添8(19条関係9条関係追加) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務27	福祉保健部健康推進課	健康福祉部健康推進課	事後	①重要な変更当たらない (必要箇所の修正等)
令和4年7月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年7月1日	令和4年7月1日	事後	①重要な変更当たらない (必要箇所の修正等)
令和6年5月15日	5 別添2(II 特定個人情報ファイルの概要 課税資料) 4 個人情報ファイルの取扱いの委任 委任事項5 ③委託先名	株式会社 バックスグループ	株式会社 グロップ	事後	①重要な変更当たらない (必要箇所の修正等)
令和6年7月26日	5 別添2(II 特定個人情報ファイルの概要 課税資料) 「6. 特定個人情報の保管・消去」 「保管場所」	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。  <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年7月26日	5 別添6(III リスク対策(2)) 「7. 特定個人情報の保管・消去」 「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	・サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。	サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。  <ガバメントクラウドにおける措置> 物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。  技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し	事前	

<p>令和6年7月26日</p>	<p>5 別添6(Ⅲリスク対策(2)) 「Ⅲ リスク対策」タブの「10. その他のリスク対策」欄</p>		<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>事前</p>	
------------------	--	--	---	-----------	--





# 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 課税資料情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者およびその扶養者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条および第45条の2～第45条の3の3、地方税法294条および317条の2、番号整備法14条に基づき申告情報を保有する。
記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( 更新年月日、操作者の職員ID )</li> </ul>
その妥当性	1 個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するために保有する。 2 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以降、宛名番号と表記)を保有する。 3 基本4情報: 賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有(参照)する。 4 その他住民票関係情報: 納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有する。 5 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成28年1月
事務担当部署	課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 税務署 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村担当課 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 当市住民が従事する事業所 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAX、e-TAX )	
使用目的	個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため、申告書等に記載された納税義務者および扶養者の情報を保持し、申告書の名寄せや課税の決定に利用する	
使用の主体	使用部署	課税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 選択肢 &gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
使用方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与支払報告書の登録 ・特徴事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、課税の根拠とする。</li> <li>2 公的年金支払報告書の登録 ・年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、課税の根拠とする。</li> <li>3 確定申告書の登録 ・税務署、市町村窓口、eLTAX等で申告された確定申告書を登録し、課税の根拠とする。</li> <li>4 扶養者の確認 ・納税義務者の世帯情報と照合し、扶養等に関する申告内容の正確性を確認する。 ・各申告書に記載された扶養者情報について、当市および他市において二重に扶養者として申告されていないか確認する。</li> <li>5 申告情報の名寄せ ・同一個人において複数の申告がある場合に名寄せを行う。</li> </ol>	
情報の突合	個人を正確に特定するために課税対象者情報等と個人番号を利用して突合し、正確性を担保する。また、同一個人の申告情報の名寄せを行うため、申告資料情報内でも宛名番号での突合を行う。	
使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 件	
委託事項1	住民税システム管理及び運用保守業務	
委託内容	住民税システムにおける管理及び運用保守業務を実施するにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイル取り扱いを委託	
委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	株式会社サンネット	
再委託	再委託の有無	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	給与支払報告書のデータパンチ	
委託内容	紙で提出された給与支払報告書をデータ化する	
委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	株式会社エー・ワイ・ティ	
再委託	再委託の有無	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項3	eLTAXの運用管理	
委託内容	eLTAXの運用管理に関する業務	
委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	TIS株式会社	
再委託	再委託の有無	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	委任承諾願の提出及び承諾書
	再委託事項	現地対応サポート及び問い合わせ一時受付業務



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

課税資料ファイル							
項目名							
1	課税年度	51	分離長期譲渡所得(一般)	101	その他事業収入	151	社会保険料控除
2	納税義務者の宛名番号	52	分離長期譲渡所得(特定)	102	不動産収入	152	小規模共済金控除
3	納税義務者の氏名(※)	53	分離長期譲渡所得(特定)	103	利息収入	153	生命保険料控除
4	納税義務者の住所(※)	54	分離長期譲渡所得(経理)	104	配当収入	154	損害保険料控除
5	更新年月日	55	分離長期譲渡所得(経理)	105	給与収入	155	寄付金控除
6	更新欄ID	56	分離長期譲渡所得(一般)	106	雑収入(公的年金)	156	寄付金控除(所得税)
7	資料区分	57	分離長期譲渡所得(一般)	107	雑収入(その他)	157	老年者控除
8	資料管理番号	58	分離長期譲渡所得(新株)	108	分離長期譲渡収入(一般)	158	寄附・寄付控除
9	納税者(受給者)の個人番号	59	分離長期譲渡所得	109	分離長期譲渡収入(新株)	159	勤労学生控除
10	事業所番号	60	分離長期譲渡所得	110	退職収入	160	障害者控除
11	控除対象配偶者区分	61	山林所得特別控除前	111	専従者給与収入	161	配偶者控除
12	本人担当	62	山林所得	112	専従者給与所得	162	配偶者特別控除
13	配偶者未成年区分	63	山林所得	113	先物取引収入	163	扶養控除
14	障害区分	64	退職所得	114	分離長期譲渡収入(未公開)	164	基礎控除
15	老人・寄附・勤労学生区分	65	退職所得	115	分離長期譲渡収入(上場)	165	配偶者会計所得
16	扶養人区分	66	総合課税所得	116	分離配当収入	166	専従者控除会計課
17	特定	67	総合長期譲渡特別控除前	117	総合長期譲渡収入	167	地震保険料控除
18	年少	68	総合長期譲渡特別控除前	118	総合長期譲渡収入	168	特別控除
19	老人同居	69	一時所得特別控除前	119	一時収入	169	配当控除
20	老人	70	先物取引所得	120	分離長期譲渡収入(一般)	170	住宅取得等特別控除
21	その他	71	先物取引課税所得	121	分離長期譲渡収入(転売)	171	住宅等寄付金特別控除
22	その他(10歳以上19歳以下)	72	分離長期譲渡収入(未公開)	122	分離長期譲渡収入(一般)	172	災害減免額
23	その他(20歳以上49歳以下)	73	分離長期譲渡収入(上場)	123	分離長期譲渡収入(特定)	173	外国税額控除
24	扶養障害人区分	74	分離配当所得	124	分離長期譲渡収入(経理)	174	定率減税額
25	特別障害者人区分	75	分離配当課税所得	125	山林収入	175	分離長期譲渡特別控除(一般)
26	普通障害者人区分	76	株式譲渡損益控除	126	支払金額	176	分離長期譲渡特別控除(転売)
27	扶養者情報	77	先物取引損益控除	127	医療費支払額	177	分離長期譲渡特別控除(一般)
28	扶養者の宛名番号	78	居住用財産増減控除	128	旧個人年金保険料	178	分離長期譲渡特別控除(特定)
29	扶養者の個人番号	79	配当所得	129	旧長期保険料	179	分離長期譲渡特別控除(経理)
30	扶養者の氏名(※)	80	非課税特別	130	社会保険料	180	山林所得特別控除
31	扶養区分	81	売却所得	131	寄付金支払額(特別控除)	181	総合課税特別控除
32	所得金額	82	前年変動所得	132	寄付金支払額(市町村指定)	182	一時所得特別控除
33	営業所得	83	前・年変動所得	133	寄付金支払額(道府県指定)	183	住宅耐震改修特別控除
34	農業所得	84	臨時所得	134	寄付金支払額(基金・日弁)	184	住宅購入金等特別控除可能額
35	その他事業所得	85	平均課税対象額	135	1号支払額	185	電子証明書等特別控除
36	不動産所得	86	減損失	136	2号支払額	186	住宅購入金等特別控除見込額
37	利息所得	87	雑損失	137	3号支払額	187	長期優良住宅新築等特別控除控除
38	配当所得(所得税)	88	経所得金額等	138	短期保険料	188	既存住宅特定改修特別控除控除
39	給与所得	89	一般給与所得	139	旧一般生命保険料	189	認定NPO法人等特別控除控除
40	雑所得	90	公的年金所得	140	地震保険料	190	配当割
41	総合長期譲渡所得	91	その他雑所得	141	新一般生命保険料	191	株式譲渡所得割
42	総合長期譲渡所得	92	先物所得	142	新個人年金保険料	192	特定支出控除
43	一時所得	93	特別費用所得(売却額)	143	介護医療保険料	193	退職所得控除割
44	長期一時所得1/2	94	土地等事業所得	144	国民年金保険料等の金額	194	外国税額控除対象額(道府県民税)
45	分離長期譲渡特別控除前(一般)	95	転売等土地等事業所得	145	医療費補てん額	195	外国税額控除対象額(市町村民税)
46	分離長期譲渡特別控除(一般)	96	非課税所得	146	寄付金支払額(所得税)	196	投資・リース税額控除
47	分離長期譲渡特別控除前(転売)	97	特別費用課税所得	147	寄付金支払額(地方税)		
48	分離長期譲渡課税所得	98	収入金額	148	控除金額		
49	分離長期譲渡課税所得	99	高所得収入	149	雑所得控除		
50	分離長期譲渡特別控除前(一般)	100	農業収入	150	医療費控除		

※氏名、住所は、宛名番号で紐づいた宛名管理システムの情報から参照する。





# リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 課税資料情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない申告情報については、当該市町村で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。(地方税法第294条)</li> <li>・課税対象でない場合は、当該市町村を調査した上で、郵送等により当該市町村へ情報を伝達している。</li> <li>・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては各市個人情報保護条例に準ずる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。</li> <li>・上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、個人住民税システムにより宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【個人住民税システムにおける措置】</p> <p>宛名情報においては、課税資料に登録された者のみに対して紐づけるよう制御している。また、個人住民税システムで管理する情報に課税事務や徴収事務、証明発行事務のためのシステム以外は不要なアクセスができないようにアクセス制御を実施している。</p> <p>【国税連携システムにおける措置】</p> <p>番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)のユーザーにおける照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	<p>【個人住民税システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。</li> </ul> <p>【国税連携システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム内で独自のユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的(1年に1度)に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【個人住民税システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったまで記録している。)</li> </ul> <p>【国税連携システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムでは操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかの記録を残している。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	廿日市市個人情報取扱基準に基づき契約書の中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を遵守する旨を記載するものとする。 (1) 基本的事項 (2) 秘密の保持 (3) 収集の制限 (4) 目的外利用・提供の禁止 (5) 適正管理 (6) 従事者への周知及び監督 (7) 複写・複製の禁止 (8) 資料等の返還等 (9) 取扱状況の報告及び調査 (10) 事故発生時における報告等 (11) 損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない    4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	< 選択肢 > 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>・サーバ設置場所への入室者を特定し、管理している。          ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  <b>物理的対策</b>          ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。          事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><b>技術的対策</b>          &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。          地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。          クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。          クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。          ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。          地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。          地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>			

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[    ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      < 選択肢 > 1) 特力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt; ガバメントクラウドにおける措置 &gt;  ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。  ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。  具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

# 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第34条および第45条の2～第45条の3の3、地方税法294条および317条の2、番号整備法14条に基づき課税情報を保有する。
記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( 更新年月日、操作者の職員ID )
その妥当性	個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するために保有する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以降、宛名番号と表記)を保有する。 基本4情報: 通知書等の送付先情報として保有(参照)する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成28年1月
事務担当部署	課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 税務署 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村担当課 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 当市住民が従事する事業所 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAX、e-TAX )	
使用目的	所得に関する各種申告情報から確定された課税情報を管理し、適正な課税を行うために使用する。また、納税通知書等の送付の際に最新住所地を確認するためにも利用する。	
使用の主体	使用部署	課税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		1 当初課税 申告情報等の各資料の合算を行い、課税台帳を作成する。また、納税義務者の最新住所地に納税通知書を送付する。 2 更正 申告書の訂正、修正申告、減免等により、税額の更正を行う。また、納税義務者の最新住所地に納税更正通知書を送付する。
	情報の突合	宛名番号を利用して宛名情報と紐づけ、納税義務者の最新住所地を参照する。
使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	<input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> ( ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	住民税システム管理及び運用保守委託業務	
委託内容	住民税システムにおける管理及び運用保守業務を実施するにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイル取り扱いを委託	
委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	株式会社 サンネット	
再委託	再委託の有無	<input type="checkbox"/> 再委託しない ]           <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている（ 1 ）件 [ ] 移転を行っている（ 1 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)
提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	全国健康保険協会
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)
提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先3</b>	健康保険組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)
提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)
提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第6項)
提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第8項)
提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先7</b>	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度



<b>提供先8</b>	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第11項)
提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)
提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先10</b>	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)
提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先11～15</b>	

<b>提供先11</b>	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第231項)
提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先12</b>	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第261項)
提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先13</b>	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第271項)
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先14</b>	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第281項)
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先15</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第291項)
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第311項)
提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先17</b>	日本私立学校振興・共済事業団	
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)	
提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	
提供する情報	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	
提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先18</b>	厚生労働大臣又は共済組合等	
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第35項)	
提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	
提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
<b>提供先19</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)	
提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	
提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

<b>提供先20</b>	国家公務員共済組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)
提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当するもの
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>移転先1</b>	健康福祉部 障害福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第8項)
移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	当該課税台帳に記載されており、指定年度における国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者(対象者)
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時

移転先2～5	
移転先2	健康福祉部 こども課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第9項)
移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時
移転先3	健康福祉部 生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第15項)
移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者であった者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時

<b>移転先4</b>	生活環境部 保険課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第30項)
移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の支給に関する事務であって主務省令で定められた事務
移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び擬制世帯主
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	保険税当初賦課決定時(変更があればその都度) 必要に応じて随時
<b>移転先5</b>	生活環境部 保険課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第31項)
移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定める用途
移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金資格者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	健康福祉部 こども課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第37項)
移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	支給決定時(変更があればその都度) 必要に応じて随時

<b>移転先7</b>	健康福祉部 高齢介護課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第41項)
移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>移転先8</b>	健康福祉部 こども課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第44項)
移転先における用途	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先9</b>	健康福祉部 こども課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第45項)
移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途(職業訓練給付の支給額の算定)
移転する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時

<b>移転先10</b>	健康福祉部 こども課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第46項)
移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	該当児童及びその保護者
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先11</b>	健康福祉部 障害福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第47項)
移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児福祉手当対象者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先12</b>	健康福祉部 こども課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第49項)
移転先における用途	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	児童の扶養義務者(ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者に限る)
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時

<b>移転先13</b>	健康福祉部 こども課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第56項)
移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	児童及び保護者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	支給決定時(変更があればその都度) 必要に応じて随時
<b>移転先14</b>	生活環境部 保険課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第59項)
移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び世帯員
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	保険税当初賦課決定時(変更があればその都度) 必要に応じて随時
<b>移転先15</b>	健康福祉部 生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第63項)
移転先における用途	介護給付等に関する法律による介護給付又は配偶者介護給付の支給に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援者及び被支援者であった者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先16～20</b>	

<b>移転先16</b>	健康福祉部 高齢介護課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第68項)
移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者又はその属する世帯のすべての世帯員
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先17</b>	健康福祉部 障害福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第84項)
移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	給付決定時(変更があればその都度) 必要に応じて随時
<b>移転先18</b>	健康福祉部 こども課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第94項)
移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	給付決定時(変更があればその都度) 必要に応じて随時
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	給付決定時(変更があればその都度) 必要に応じて随時

<b>移転先19</b>	生活環境部 保険課
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第95項)
移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	日本年金機構により選定された該当者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先20</b>	今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。
法令上の根拠	
移転先における用途	
移転する情報	
移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはiD / パスワードによる認証が必要となる。
<b>7. 備考</b>	

番号法第19条第1項別表第1に定める事務

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
21	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事	番号法別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務で主務省令で定めるもの
31	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事等	番号法別表第2の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	市町村長	番号法別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	都道府県知事等	番号法別表第2の87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

番号法第19条第1項別表第1に定める事務

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法別表第2の92項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	番号法別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金を除く。)若しくは一時金の給付の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	厚生労働大臣	番号法別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法別表第2の115項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	市町村長	番号法別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	番号法別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	都道府県知事	番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第2の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の85の2項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

番号法第9条第1項別表第1に定める事務

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
20	健康福祉部健康推進課	番号法別表第1の10項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	総務部税制収納課	番号法別表第1の16項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	建設部住宅政策課	番号法別表第1の19項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	健康福祉部障害福祉課	番号法別表第1の12項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	健康福祉部障害福祉課	番号法別表第1の34項	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	総務部危機管理課	番号法別表第1の36の2I	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	建設部住宅政策課	番号法別表第1の61の2I	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	健康福祉部健康推進課	番号法別表第1の76項	健康推進法(平成十四年法律第百三号)による健康推進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

課税情報ファイル							
項目名							
1	課税年度	61	分離長期譲渡特別控除前(特定)	121	有価証券所得	181	災害減免額
2	納税義務者の氏名番号	62	分離長期譲渡所得(特定)	122	先物取引収入	182	外国税額控除
3	納税義務者の個人番号(※)	63	分離長期譲渡特別控除前(総額)	123	分離株式譲渡収入(未公開)	183	固定資産税額
4	納税義務者の氏名(※)	64	分離長期譲渡所得(総額)	124	分離株式譲渡収入(上場)	184	分離長期譲渡特別控除(一般)
5	納税義務者の住所(※)	65	分離長期譲渡所得	125	分離配当収入	185	分離長期譲渡特別控除(総額)
6	更新年月日	66	分離株式譲渡所得(一般)	126	総合長期譲渡収入	186	分離長期譲渡特別控除(一般)
7	更新期間	67	分離株式譲渡所得(新株)	127	総合長期譲渡収入	187	分離長期譲渡特別控除(特定)
8	課税所得情報	68	分離株式譲渡所得	128	一時収入	188	分離長期譲渡特別控除(総額)
9	課税区分	69	分離株式譲渡所得	129	分離長期譲渡収入(一般)	189	山林所得特別控除
10	申告区分	70	山林所得特別控除前	130	分離長期譲渡収入(総額)	190	総合譲渡特別控除
11	事業用番号	71	山林所得	131	分離長期譲渡収入(一般)	191	一時所得特別控除
12	資料管理番号	72	山林課税所得	132	分離長期譲渡収入(特定)	192	住宅取得の特例控除
13	控除対象配偶者区分	73	退職所得	133	分離長期譲渡収入(総額)	193	住宅購入金等特別控除可能額
14	本人該当	74	退職課税所得	134	山林収入	194	電子記録簿等特別控除
15	配偶者未成年区分	75	総合課税所得	135	支払金額	195	住宅購入金等特別控除見込額
16	障害区分	76	総合長期譲渡特別控除前	136	医療費支払額	196	長期優良住宅等の特例控除額控除
17	老人・若狭・勤労学生区分	77	総合長期譲渡特別控除前	137	旧個人年金保険料	197	既住住宅特定改修特別控除額控除
18	扶養人数	78	一時所得特別控除前	138	旧長期保険料	198	認定IPCC法人等特別控除額控除
19	特定	79	先物取引所得	139	社会保険料	199	配当割
20	年少	80	先物取引課税所得	140	寄附金支払額(特別控除)	200	株式譲渡所得割
21	老人同居	81	分離株式譲渡所得(未公開)	141	寄附金支払額(市町村指定)	201	特定支出控除
22	老人	82	分離株式譲渡所得(上場)	142	寄附金支払額(道府県指定)	202	退職所得控除額
23	その他	83	分離配当所得	143	寄附金支払額(基金・日弁)	203	外国税額控除対象額(道府県民税)
24	その他(18歳以上19歳以下)	84	分離配当課税所得	144	1号支払額	204	外国税額控除対象額(市町村民税)
25	その他(20歳以上29歳以下)	85	株式譲渡所得総額控除	145	2号支払額	205	投資・リース税額控除
26	扶養障害人数	86	先物取引総額控除	146	3号支払額	206	税額
27	特別障害者人数	87	居住用第1住居特別控除	147	短期保険料	207	分離長期譲渡所得税額
28	普通障害者人数	88	配当所得	148	旧一般生命保険料	208	分離長期譲渡所得税額
29	都道府県民税額	89	非居住特別	149	地震保険料	209	分離株式譲渡所得税額
30	均等割額	90	実動所得	150	新一般生命保険料	210	山林所得税額
31	所得割額	91	前年実動所得	151	新個人年金保険料	211	退職所得税額
32	市町村民税額	92	前・年実動所得	152	合議医療保険料	212	総合所得税額
33	均等割額	93	臨時所得	153	国民年金(保険料等)の金額	213	基本所得税額
34	所得割額	94	平均課税対象額	154	医療費控除人額	214	再課税所得税額
35	雑税額	95	雑損失	155	寄附金支払額(所得税)	215	源泉徴収税額
36	賞・遺贈税	96	雑損失	156	寄附金支払額(地方税)	216	申告所得税額
37	特別徴収	97	総合所得金額	157	控除金額	217	控除前所得税額
38	源泉徴収	98	一般総合所得	158	雑損控除	218	還付所得税額
39	公庫所得益出税額	99	公的年金所得	159	医療費控除	219	先物取引所得税額
40	総所得利益出税額	100	その他雑所得	160	社会保険料控除	220	分離配当所得税額
41	所得金額	101	免税所得	161	公債関係所得控除	221	還付元金可能額(配当割・譲渡割)
42	営業所得	102	特別増価所得(売却額)	162	生命保険料控除	222	1号源泉徴収税額
43	農業所得	103	土地等事業所得	163	損害保険料控除	223	2号源泉徴収税額
44	その他事業所得	104	超額戻土地等事業所得	164	寄附金控除	224	3号源泉徴収税額
45	不動産所得	105	非課税所得	165	寄附金控除(所得税)	225	定率減税所得税額
46	利子所得	106	特別増価所得課税所得	166	老年者控除	226	申告所得税額
47	配当所得(所得税)	107	収入金額	167	若狭・若狭控除	227	特別増価所得税額
48	給与所得	108	営業等収入	168	勤労学生控除	228	必要経費
49	雑所得	109	農業収入	169	障害者控除	229	総合長期譲渡必要経費
50	総合長期譲渡所得	110	その他事業収入	170	配偶者控除	230	総合長期譲渡必要経費
51	総合長期譲渡所得	111	不動産収入	171	配偶者特別控除	231	一時必要経費
52	一時所得	112	利子収入	172	扶養控除	232	分離長期譲渡必要経費(一般)
53	長期一時所得(1/2)	113	配当収入	173	基礎控除	233	分離長期譲渡必要経費(総額)
54	分離長期譲渡特別控除前(一般)	114	給与収入	174	配偶者合計所得	234	分離長期譲渡必要経費(一般)
55	分離長期譲渡所得(一般)	115	雑収入(公的年金)	175	有価証券総合計額	235	分離長期譲渡必要経費(特定)
56	分離長期譲渡特別控除前(総額)	116	雑収入(その他)	176	地震保険料控除	236	分離長期譲渡必要経費(総額)
57	分離長期譲渡所得(総額)	117	分離株式譲渡収入(一般)	177	特別控除額	237	株式譲渡必要経費(未公開)
58	分離長期譲渡課税所得	118	分離株式譲渡収入(新株)	178	配当控除	238	株式譲渡必要経費(上場)
59	分離長期譲渡特別控除前(一般)	119	退職収入	179	住宅取得特別控除	239	先物取引必要経費
60	分離長期譲渡所得(一般)	120	有価証券給与収入	180	超長期寄附金特別控除	240	山林必要経費
						241	株式譲渡必要経費(一般)
						242	株式譲渡必要経費(新株)
						243	分離配当必要経費

※個人情報は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。





3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【個人住民税システムにおける措置】 宛名情報においては、課税台帳に登録された者のみに対して紐づけるよう制御している。また、個人住民税システムで管理する情報に課税事務や徴収事務、証明発行事務のためのシステム以外は不要なアクセスができないようアクセス制御を実施している。</p> <p>【団体内統合宛名システムにおける措置】 個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。団体内統合宛名システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p style="text-align: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【個人住民税システムにおける措置】 ・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。</p> <p>【団体内統合宛名システムにおける措置】 ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施している。</p>
その他の措置の内容	<p>【個人住民税システムにおける措置】 システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的(1年に1度)に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策を実施している。</p> <p>【団体内統合宛名システムにおける措置】 ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を管理している。ユーザーIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【個人住民税システムにおける措置】 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったまで記録している。)</p> <p>【団体内統合宛名システムにおける措置】 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。ユーザーIDによる認証と認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っている。複製データへのアクセスについては、情報システム部門のメンバー以外には行えない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	廿日市市個人情報取扱基準に基づき契約書の中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を守る旨を記載するものとする。 (1) 基本的事項 (2) 秘密の保持 (3) 収集の制限 (4) 目的外利用・提供の禁止 (5) 適正管理 (6) 従事者への周知及び監督 (7) 複写・複製の禁止 (8) 資料等の返還等 (9) 取扱状況の報告及び調査 (10) 事故発生時における報告等 (11) 損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	< 選択肢 > 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置】 個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 情報提供機能( )により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。( )情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【団体内統合宛名システムにおける措置】 通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供している。接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 セキュリティ管理機能( )により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>( )暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。情報提供データベース管理機能( )により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>( )特定個人情報を副本として保存・管理する機能。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、漏えい・紛失のリスクに対応し、安全性を確保している。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを最小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【廿日市市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【廿日市市における措置】</p> <p>職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
10. その他のリスク対策		
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		